

遺言書保管事実証明書の交付の請求方法

請求人	<p>どなたでも請求できます。 なお、遺言書が保管されていても、請求人が法定相続人、遺言書に記載された受遺者及び遺言執行者でない場合は「保管されていない」旨の証明書が交付されます。</p> <p>※請求は、遺言者の死亡後に限ります。 ※任意代理は認められていません。</p>
請求できる遺言書保管所	全国すべての遺言書保管所
必要書類	<p>①遺言書保管事実証明書の交付請求書 (1通：800円/収入印紙)</p> <p>②遺言者が死亡したことを確認できる書類 例：死亡の記載のある戸籍（除籍）謄本や住民票の除票</p> <p>③請求人の住民票</p> <p>④請求人に応じて、以下の追加書類が必要です。 【相続人が請求人となる場合】 遺言者の相続人であることが確認できる戸籍謄本 【法人が請求人となる場合】 法人の代表者事項証明書（発行日から3か月以内のもの） 【法定代理人が請求する場合】 親権者・・・戸籍謄本 (発行日から3か月以内のもの) 後見人等・・・登記事項証明書 (発行日から3か月以内のもの)等</p> <p>⑤受取方法に応じて、以下の書類が必要です。 【窓口での受取】 請求人の顔写真付き官公署発行の身分証明書（有効期限内のもの） マイナンバーカード、運転免許証 等 【郵便での受取】 請求人の住所氏名を記載した返信用封筒（切手要）</p>

具体例は
こちら»